

(2) その他教育施設

ア これまでの取組み

小中学校に在籍する不登校児童生徒に対して、個別指導及び集団指導を実施し、学習意欲・自立心を育てながら学校復帰を目指した教育相談活動を行うため「適応指導教室「そよ風」」を設置しています。これまでの施設は土石流・急傾斜警戒区域に含まれていることから、令和6年1月より文化交流センター内に機能を移転しています。

また、学校給食法に基づき、市内の小中学校の児童・生徒等に給食を提供するため、「湯沢学校給食共同調理場」及び「皆瀬学校給食共同調理場」を設置していましたが、令和4年度より皆瀬学校給食共同調理場を廃止し、湯沢学校給食共同調理場に統合し、名称を「学校給食センター」としています。

なお、令和5年度より調理及び配送業務について民間活力を活用し、業務委託で行っています。

○廃止した施設

施設No.	施設名称	所在地	地区	区分
教1	旧適応指導教室	佐竹町4-52	湯沢	廃止（普通財産へ）
教3	旧皆瀬学校給食共同調理場	皆瀬字下菅生27	皆瀬	廃止（皆瀬小学校の一部として管理）

○現有施設

施設No.	施設名称	所在地	地区	所管課
教1	適応指導教室	字沖鶴69-5	湯沢	学校教育課
教2	学校給食センター	岩崎字狐崎8番地1	弁天	教育総務課

イ 現状と課題

施設No.	施設名称	建築年	法定耐用年数	経過年数	延床面積(m ²)	運営形態	職員数		支出(千円)	収入(千円)	利用人数	調理実数／調理能力(食)
							市職員	県職員				
教1	適応指導教室	S61	50	36	—	直営管理	会2	—	2,676	—	7	—
教2	学校給食センター	H28	34	6	2,758		正2,会1	正3	206,169	—	—	2,696/3,100

※県職員の人件費は支出に含まない

※適応指導教室の支出、収入は移転前の施設の実績

※学校給食センターの職員数は令和5年4月1日現在の人数

※調理実数：令和5年5月1日現在の基本食数

教1 適応指導教室

令和6年1月より文化交流センターの3室に機能を移転しています。※文化交流センターの施設概要は1（1）集会施設を参照

開所日・開所時間は、年末年始と土・日曜日を除く毎日、9時00分から15時00分までで、管理運営は市直営で行い、人件費を含む管理運営費は2,676千円となっています。

全小中学校の不登校児童生徒を受け入れ、通所する児童生徒は担当職員や児童生徒同士のコミュニケーションを通じ、人間関係づくりをはじめ、自分のペースにあった学習をしながら、学校復帰を目指した学習活動を行っています。令和4年度では7人が利用し、現校への復帰や中学校・高等学校への進学を果たしています。

教2 学校給食センター

鉄骨造一部2階建て、付属施設を含む延床面積2,758㎡。平成28年に新耐震基準で建設し、建築から6年経過しています。

施設は事務室、調理室、洗浄室、消毒室、研修・会議室等で構成し、年間稼働日数(平均)は200日、1日の調理能力3,100食に対して、実際の調理数は2,696食(令和5年5月1日現在の基本食数)で、市内全小中学校計12校の調理を担っているほか、県立稲川支援学校の調理についても受託しています。

令和4年度まで、調理業務、配送業務は市直営で行い、人件費を含む管理運営費は206,169千円となっていました。令和5年度より調理及び配送業務について業務委託を行っています。

ウ 今後の方針とスケジュール

総合管理計画の今後の方向性に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、分析・評価を行いました。また、分析・評価を踏まえて、施設の対応方針を定めました。これらの内容は次のとおりです。

【基本的な考え方】

- 適応指導教室は、不登校児童生徒の現校復帰のための個別・集団指導や就学前後の様々な悩みごとへの相談を行うためその機能を継続します。
- 学校給食センターは、学校給食法に基づき学校給食を調理・提供するため継続します。
- 学校給食センターにおける調理及び配送業務について、民間活力を活用し、業務委託を継続します。

【個別施設ごとの対応方針】


教1 適応指導教室

- 不登校児童生徒の現校復帰のための個別・集団指導機能及び就学前後の様々な悩みごとへの相談を行う教育相談機能として継続します。
- 文化交流センターの3室を活用しているもので、施設の改修等については施設全体の改修計画の中で対応します。
- 旧適応指導教室の施設は、老朽化が進んでいること、また、土石流・急傾斜警戒区域に含まれていることから、隣接する生涯学習センターにあわせ除却時期を調整します。除却後の敷地は「湯沢市多目的広場(仮称)」の整備地として活用します。

教2 学校給食センター

- 学校給食法に基づき学校給食を調理・提供する機能として継続します。
- 平成28年に新耐震基準で建設した建物であることから、保全計画に基づいた計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- 調理及び配送業務について、業務委託方式での運営を継続します。
- 皆瀬学校給食共同調理場の施設は、学校施設として利活用します。

【年度別スケジュール】

項目	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 ~ 2030年度 (R10) ~ (R12)
適応指導教室			● 旧施設の解体		
学校給食センター	 保全計画に基づく改修を行い継続使用				

エ 概算事業費と効果額

単位：千円

施設 No.	施設名称	今後の方向性		更新費用の試算（40年間：令和2～41年度）						維持管理費		
		建物	長寿命化	現状維持した場合			本計画を実施した場合			単年度の比較		
				大規模改修	建替	合計	長寿命化等 大規模改修	建替	合計	現状維持	計画実施	
教1	適応指導教室	継続		—	—	—	—	—	—	—	222	—
教2	学校給食センター	継続	●	634,398	0	634,398	951,596	0	951,596	68,662	68,662	
概算事業費（合計）				634,398	0	① 634,398	951,596	0	② 951,596	③ 68,884	④ 68,662	

更新費用の試算比較 ②－①		単年度の維持管理費の比較 ④－③	
317,199	千円	△ 222	千円

※ 適応指導教室の更新費用及び維持管理費（計画実施部分）は、文化交流センター（集6）に一括計上しています。